

**平成 16 年度**

**第 6 回 新南陽地区地域審議会会議録**

日時：平成 16 年 7 月 21 日

場所：周南市新南陽総合支所 3 階第 3 応接室

## 平成16年度第6回新南陽地区地域審議会 会議録

1. 開催日時 平成16年7月21日(水)  
開 会：午後2時00分  
閉 会：午後4時30分
  
2. 開催場所 周南市新南陽総合支所 3階第3応接室
  
3. 出席委員 (1)菊 地 光 雄  
(2)志 賀 武 男  
(3)伊 藤 禎 亮  
(4)原 田 常 代  
(5)林 保 男  
(6)中 山 哲 男  
(7)長 嶺 平 治  
(8)浅 海 道 子  
(9)赤 星 公 平  
(10)山 本 正 之  
(11)橋 本 忠 典  
(12)田 中 靖 士
  
4. 欠席委員 (1)藤 井 道  
(2)中 村 直 子  
(3)角 成 明
  
5. 出席職員 総合支所次長 片 山 正 美  
地域振興課長 坪 井 博 祐  
地域振興課担当 石 川 求 久  
同 担 当 中 田 憲 利
  
6. 会議次第 別紙のとおり
  
7. 会議経過 別紙のとおり

## 平成16年度 第6回新南陽地区地域審議会

平成16年7月21日 14時00分～ 周南市新南陽総合支所 3階第3応接室
--

### ～ 会 議 次 第 ～

1. 開 会

2. 議 事

(1) 新南陽地区地域審議会答申に対する取扱い及びこれに対する意見について

(2) 今後の新南陽地区地域審議会の運営について

(3) 次回の開催日程について

3. 閉 会

## 【 会 議 経 過 】

### 1. 開会

### 2. 議事

#### ( 1 ) 新南陽地区地域審議会答申に対する取扱いに及びこれに対する意見について

会 長： 7月1日に4地区の地域審議会会長が市長に対して答申書の提出を行ったのは皆さんご承知のとおりですが、その後本庁内の策定委員会等々において検討後、4地区の答申をふまえて策定され、まちづくり総合計画策定審議会に諮問される「周南市まちづくり総合計画・基本構想(案)」及び「周南市まちづくり総合計画・基本計画(案)」について、昨日7月20日に会長、副会長出席の上、事務局より説明を受けました。

皆さんのお手元に資料もお配りしておりますが、概要については後ほど事務局より説明をしてもらいます。

本日の議事につきましては、一点目は、当審議会の答申内容がどのように取り入れられたかということについては、お手元の資料も参考にいただき、皆さんの感想を伺いたいと思います。

二点目は、基本計画(案)も提出されましたので、地域審議会の役割も含め、今後の審議の進め方、意見具申の方法について、2名の委員の方からご提案もいただいておりますので、皆さんより忌憚のないご意見をいただきたいと思えます。

では、事務局より今回の答申の結果について説明をお願いします。

事務局： まず配布いたしております資料のご説明をさせていただきます。

皆さんのお手元に「周南市まちづくり総合計画・基本構想(案)」及び「周南市まちづくり総合計画・基本計画(案)」を資料としてお配りしておりますが、基本計画(案)について体系図が加えられるなど内容に一部変更、修正が加えられておりますので、従前にお配りしておりましたものと差し替えをお願いいたします。

「基本構想(案)に対する地域審議会の答申一覧(項目別)」の資料が、今回の4地区の地域審議会からの答申をどのように活かしたかという一覧となります。

「まちづくり総合計画・基本計画体系図(案)(主要事業記載分)」の資料につきましては、基本計画における体系図に、基本計画において記述されている主な事業及び、「(新)」として新市建設計画等における新南陽地区の事業をあてはめたものでございます。

この資料については事務局で作成した当審議会独自のものですので、今後の協

議の際にご利用いただければと思います。

今後の地域審議会の進め方について2名の委員方よりご提出をいただきました資料が2枚と、第3～5回までの新南陽地区地域審議会の議事録をお配りしております。以上が資料でございます。

基本構想の答申がどのようになったかにつきましては、「基本構想(案)に対する地域審議会の答申一覧(項目別)」及び「周南市まちづくり総合計画・基本構想(案)」の二つをもちましてご説明させていただきます。

(以下、答申の取扱いについて説明。)

会 長： 個人的には、大筋のところは採用されていないとの感想を持っておりますが、皆さんの感想を述べていただきたいと思います。

委 員： 基本的にはなんら変わっていないと受け取っていますが、資料の8ページにおいての記述に対して異議があります。

地域審議会は合併当初、周辺部が取り残されないように10年間見守りましょうとの趣旨で設置されたにもかかわらず、徳山地区の地域審議会では旧来の地域割りは止め、東部、西部といった新たな地域の捉え方が必要との考え方を示し、事務局もこれを積極的に取り上げるような形で記述されているが、皆さんはどのようにお考えでしょうか。

旧来の地域割りは止めてしまおうというのであれば、地域審議会は必要ないと思います。

委 員： 徳山地区の地域審議会における「新しい地域概念の導入」ということについては、17ページに具体的に記述されています。

徳山地区の地域審議会の考え方は、生活圏に基づいた地域概念を導入しようとするもので、地域審議会とは区域が異なるものです。

委 員： 事務局の考え方は、周辺地区の地域審議会にとっては危険なものであると思います。

事務局： 昨日の事務局からの説明の際に、会長より新南陽地区より提出した「地域輝きプロジェクト」は周南市の一体感の醸成を阻害するものではないということについては理解してほしいということについて特に説明をいただいておりますし、事務局もその点については理解していると思います。

会 長： 他に意見がございましたら、お願いいたします。

委 員： 基本構想(案)の1ページで「合併により充実された行財政基盤」との記述があるが、合併により行財政基盤が充実されることなどあり得ず、基本的な誤りに対してどのように説明を行うのか。

それを無視することは文章の整合性に欠けるのではないのでしょうか。

委 員： 同様のことは、19ページにも「市民とのパートナーシップ」と「市民が主役」との相反する意味の言葉が用いられており、格好の良い言葉が優先されていると

いう感じが強いですね。

会 長： 質問に対して回答をすべき立場の方がおりませんのでなかなか難しいのですが、昨日の事務局からの説明の際も「これが皆さんの答申を取り入れたものです」といった形で最終案が提出され、議論の余地はありませんでしたので、後は実際にどのように実行されるかということに注視していくことしかなく、「言葉」よりも「実行」を大切にすべきかと感じました。

委 員： 私も会長と同じことを思いました。先程は地域審議会を解散してしまえばいいといった話も出ましたが、私は逆にもっと頑張らねばならないと思います。

新市としての一体感の醸成をはかることは当然必要だと思いますが、他方では地域が取り残されないように、地域審議会が意見を述べる場として機能していくことは必要だと思います。

委 員： 新南陽でさえ、35年たっても依然として富田、福川、和田というものが残っており、その言葉があるからまちの勢いがあったと思うので、あまりにも一極集中的な考え方が全面に出過ぎてしまっていると思います。

私も「地域輝きプロジェクト」が取り入れられなかったことと、徳山地区より新たな地域概念についての提案があり、事務局がこれに対し積極的な姿勢を示していると受け取れる記述がなされていることについては許し難いと思います。

委 員： 「地域輝きプロジェクト」については、他地域との関連性を考慮した場合取り入れられなかったのはやむを得ないかとも思います。

後は、新南陽地区として今回の答申案作成にあたったのと同じ姿勢で今後も臨むことが大事なのかと思います。

会 長： 昨日は市議会がありまして担当部次長不在での説明だったため、各地区の会長もやや拍子抜けの感はあったのですが、説明の中で盛んに「一体感の醸成」という言葉が出てくるため、地域のプロジェクトを大事にして、それを育てていくことが全体としての一体感の醸成につながるものであり、掛け声だけで最初から一体感の醸成されるものではないとの話はしたのですが、徳山地区の立場に立つと地域、地域ということが出てくると、どうしても生理的に反発を感じてしまうというのが感じられましたので、市長に答申を行った際にも「地域プロジェクト」は新市の一体感の醸成を阻害するものではないとの説明は行いましたし、昨日事務局に対しても行いました。

行財政改革については、課題であり、新市建設の推進力であり機動力であると認識しているのですが、事務局側は「行財政改革の実施は大前提であり、推進あるのみ」との認識で、この2点については認識に大きな隔たりがあり当審議会の意見は取り入れられなかったということのようでした。

委 員： 地域審議会として14回もの協議を行い、会長が出向いたにもかかわらず、担当部次長が不在で、課長補佐や係長が説明を行うというのは失礼極まりない。

市長にとは言わないが、助役か担当部次長が説明すべきものであり、そのような日程を設定すること自体が失礼である。しかも基本構想（案）の内容は変えないというのでは、こんな子どもだましのようなことを行う体質自体が問題である。会長はそのような場所に行くべきではなかった。

委員： 執行部は市民の方を見ておらず、市議会や市職員の方しか見ていない。

会長： 他の方で意見、感想等がございましたら。

委員： 周南市の課題として、青少年犯罪の急増などもあり地域ぐるみの取り組みが求められていますとの記述がありますが、実際には自治会のサポーター制度や不審者に関する情報網の構築等、実際には既にかんりの面での取り組みが行われていることについて皆さんにもご承知おきいただければと思います。

委員： 私は、将来の都市像が「ひとが輝く～」から「私たちが輝く～」と変更されたことについては気に入っております。

先程意見のあった新たな地域概念については、8月には新南陽地区で「サンフェスタしんなんよう」を開催しますが、各地域がそれぞれ中心となっているいろいろな行事を行い、良いものを出しあって地域として輝きや元気を発信することが市全体としての輝きや元気を醸成することとなると私も思うので、東部、西部という地域概念については抵抗があります。

委員： 今後、地域の概念が少しずつ変わっていくことはあると思いますし、自然にそれが進むことに対しては、それほど抵抗がないのではないかと思います。

委員： 問題は各地域でそれぞれスタンスが異なることに基本構想の段階でこだわって今後の協議を進めるのか、次のステップ、例えば基本計画の段階において新南陽地区の地域審議会での議論経過が文書の表現といったものではなく、もっと実のある形で反映されるのであれば、文章表現といった部分にこだわった議論を行うよりも、具体的な内容において実現できるように議論を進めるべきではないかと思えます。

事務局の姿勢がどうなのかということについては良く分からないのですが。

会長： 事務局には旧新南陽から職員も数名異動しておりますので当審議会の答申の意図するところはよく理解していると思いますので、事務局の姿勢が徳山寄りとは受け止めていないのですが、そうは言っても自分たちが作成した原案にこだわっているのかなとの感じはしています。これはある意味当然なもので、自分の作成したものを基本から修正されることに対して抵抗があるのが普通であると思えます。

我々としては、今後どのようにすれば実のあるものが得られるかということが一番問題で、今後の議論をどのように行うかということともつながってきますが。

事務局： 事務局の姿勢が一地区に偏っているということはありません。

今後の議論についても、それぞれの地域審議会での議論経過が分かる形にして

議論の重複を防ぐため、総合計画審議会へ資料を提供することとなっておりますので、実のある結果が得られるのではないかと考えております。

委員： それは認識が違う・・・。

会長： 意見がございましたらどうぞ。

委員： いろいろなところから話を聞いていますが、実際の決め事は徳山のやり方で行われているのがほとんどであり、徳山のやり方が正しいのだということで押し切られていることが多く、だからこそこういった場で地域としての意見を述べていくことが必要であり、それが地域審議会の意義だと思います。

会長： 第1回の総合計画審議会が7月27日に開かれ、実質的には2ヶ月程度の審議期間しかありません。事務局には、各地域審議会での議論経過が分かる形で参考資料として策定審議会の委員の方々に配布するなどして、地域審議会での議論の経過をふまえた上で審議をしていただければようお願いをいたしました。これについては事務局も対応するとの回答を得ております。

## (2) 今後の新南陽地区地域審議会の運営について

会長： 基本計画をふまえての意見具申、及び今後の地域審議会の会議の進め方について2名の委員の方より提案をいただいておりますので、各委員の方より提案趣旨について説明をいただき、その後皆さんの意見をうかがいたいと思います。

委員： ( 地域審議会の「今後の運営について」の提案 について趣旨説明。 )

委員： ( 地域審議会の進め方について(意見) について趣旨説明。 )

会長： 意見、質問等がございましたらお願いいたします。

委員： 総合計画審議会のメンバーについて教えていただきたいのですが。

事務局： 公共的団体の代表24名、事業者の代表2名、公募委員9名、学識経験者3名、関係行政機関2名、計40名の構成です。新南陽からは子ども育成協議会 谷野氏、小学校PTA連合会 田村氏、山口県民活動支援センター 船崎氏、ゴミ対策推進協議会 金子氏、社会福祉協議会福祉委員 徳原氏、自治会連合会 和田氏、事業者代表として南陽プロパン 高杉氏、公募委員として 吉岡氏、三浦氏 以上9名です。

委員： 地区割りで選ぶ枠もあるのでしょうか。

事務局： 団体、地区で何名ずつというのは決まっておりますが、全体では40名です。審議は総会が3回、部会が5回程度となっております。

委員： 総合計画審議会は何を審議するのでしょうか。

事務局： 周南市まちづくり総合計画・基本構想(案)と周南市まちづくり総合計画・基本計画(案)を審議いたします。



委員： 地域審議会が一次審議会、総合計画審議会が二次審議会のような形ですね。

委員： 地域審議会の答申が反映され、修正を加えられた周南市まちづくり総合計画・基本構想（案）を元に総合計画審議会は審議するのですね。

事務局： そうです。資料としてお配りしております周南市まちづくり総合計画・基本構想（案）は、地域審議会より答申をいただいた案を本庁の部長級の職員で構成しております総合計画策定委員会で審議し、策定したものです。

委員： 総合計画策定委員会が最初に策定したのが基本構想の原案で、それを日本総研に委嘱して・・・。

事務局： いえ。日本総研の案を元に企画調整課が考え、総合計画策定委員会で策定したものが基本構想の原案です。

委員： では、基本構想（案）の中に盛り込まなかったものは、総合計画審議会の審議の対象とはならないわけですね。

事務局： そうです。

委員： 後は実施段階で自分たちの意見をどう反映させるかという段階ですね。

事務局： 総合計画審議会は市長より諮問を受け、9月末までに答申を出すようになっていきます。

よって、地域審議会として基本計画（案）に対して意見具申をするのであれば9月上旬ぐらいまでに出していただければ、総合計画審議会にも諮ることが出来るとの説明がございました。

委員： 我々が述べてきた意見の中で、基本構想（案）に盛り込まなかったものが、総合計画審議会において再び取り上げられることも有るわけですね。

事務局： 意見具申は基本計画（案）に対して行うこととなりますが。

委員： 基本計画（案）は基本構想（案）に基づいて実施されるものですから、盛り込まなかったものについては意見具申という形が取れるということですね。

事務局： 意見具申は市長に対して地域審議会として意見を言うものですので、どのような形でも結構です。

委員： 敗者復活という可能性もあるということですね。いい悪いではなく、手続き的に可能という意味で。

事務局： 手続き的には可能ですが、基本的には基本構想に基づいた基本計画となりますので、基本構想から外れたものが意見として取り上げられるかは疑問です。

委員： 盛り込まなかった意見も、盛り込まなかった理由も総合計画審議会での審議の対象となるのかということです。

事務局： 各地域審議会での審議経過を記した資料は総合計画審議会へも提供する予定となっております。

委員： 地域審議会と総合計画審議会の関係については、手続き上は平行して進んでいるもので、どちらが上位にあるということはないと思います。

地域審議会の本来のあり方としては、合併前に各地域で策定されていたまちづくり総合計画の内容が守られているのかをチェックすることが一番の役割だと思います。それに付随して地域としての意見を市長に対して述べていくということが必要であると思います。

委員： 先程、委員の方より提案のあった内容の中で行財政改革についての記述がありました。各方面への補助金が相当あり、中には首を傾げるような内容のものや、効果が明確に説明されないようなものが多々あるので、そういった面での切り込みも必要であると思います。

委員： 土地開発公社の経常経費は年間5千万円程度であり、その大半は人件費です。この組織そのものを市の財政もしくは企画に移せば経常経費は5百万円程度で済むもので、やろうと思えば来年の4月からでも十分可能なことなのです。

そういった仕事がたくさんあり、その部分に目が届いていないのではないかとということで「裏行政改革」ということで提案させていただきました。

委員： いただいた資料を見ると「どうしてこんな補助金が」と思われるものがあります。例えば、先日新聞報道されていましたが新南陽市民病院の医師の医師会費年間6万円が市の公費より支払われている。本来、個人が支払うべきものが公費より賄われていることなどは非常に理解し難いものです。

委員： 医師の場合、新南陽市民病院に限らず医師の派遣について医師個人に掛かる経費の負担が条件になることが多く、不条理なことですが、それをしなければ医師が派遣してもらえないことが現実としてあります。

委員： 現実かもしれませんが、それは許すことが出来ないものであると思います。個人で支払うべきものは個人が支払うというのが原則であり、無駄を省くという意味からも正していかなければならないと思います。

会長： 他の方も意見がございましたらお願いいたします。

委員： 新南陽としては合併に賛成ではなかったのに、当時の市長が合併を推進し、嫌嫌ながらも時世の流れの中で仕方の無い選択だとして合併し、その産物として地域審議会ができ、地域審議会条例の中においても「答申をなさい」と規定してある。にもかかわらず14回にも及ぶ審議を行い作成した答申に対して、あたかも「自分たちの意にそわないから、帰りなさい」とでもいうような扱いはないのではないかと。

「地域輝きプロジェクト」「行財政改革」といった問題は非常に大事なことであり、本庁の課長補佐からどうこう言われるレベルの問題ではないと思う。むしろ市長が諮問をしたものであるから、市長にこちらに来てもらって直接当審議会としての意見を述べて然るべきものであると思います。今回のことは失礼極まりない。

少なくとも各地域審議会からの答申内容は、字句や、明らかな誤りの修正は別

として、全てまる受けして総合計画審議会の審議に付すべきであり、諮問をしておいて答申に対して「それは駄目」などということはありません。それではまるで報酬審議会と同じだ。

私は答申の取扱いについて納得は出来ないし、言うべきことは最後まで言うべきだと思います。私の言うことは間違ってますでしょうか。

委員： 会長と副会長に対する事務局の対応について今初めて聞いて驚いたのですが、事務局の対応については不満を述べて当然だと思います。確かに地域審議会の答申は法的拘束力を持つものではありませんが、もっと話し合いを行うべきであると思いますし、総合計画審議会の委員の方にも地域審議会としての意見や考えを知っていただけるような、何らかの行動を起こすべきだと思います。

委員： 私は当初から個々の地域に関する細かい問題を審議する場が地域審議会であると思って参加したのですが、「地域エゴ」と言われても仕方がないような内容であってもそれを意見として出し、新市の事業に取り入れていただかなければ周辺部については取り残されてしまうという危機感は強いのです。

今後の運営といった部分で、そういった細かいところを吸い上げていただきたいと思います。

委員： 地域審議会、総合計画策定委員会、総合計画審議会において同一のテーマについて議論しているのですが、それぞれの思いがあり、全体の平等を図る立場に立って判断する者がいないため、2市2町の枠組みの中で議論を行った場合に新南陽の意見がとまらない。問題は地域審議会において議論したことを具現化するための予算編成の段階では地域審議会だけでは限界があるので、新南陽のエゴかもしれないませんが、旧新南陽地区の議員の方々、地域審議会、行政も含めそれぞれが同じ認識の上に立ってそれぞれの役割を果たしていただくことが必要なのではないかと思います。

ただ、今の段階では旧新南陽地区の議員の方々が当審議会がこれまで行ってきた議論経過、基本構想（案）に対する答申の中身をどこまで理解していただいているかということについては、個人的に極めて疑問です。

だとすれば、方法は色々あると思いますが、議員の方々との情報交換の場を設けることによって、我々の議論経過を聞いていただき予算編成の段階で議員としてのチェック機能を強化していただくという面でも、議員の方々との情報交換を行うことも大事なのではないかと思います。

委員： 今、大変貴重な意見をいただきました。我々の使命は審議会の場で自分の思いを言えばいいだけというのが最低限のことだと思います。今のご意見は実現に向けて具体的に何をすればよいかということで非常に刺激を受けました。

会長： 確かに今後の地域審議会の進め方というのは、本当に実のあるものにするにはどうすればよいかということで、それを果たすために地域審議会が何らかの役割

を果たして行きたいとの思いがあるのですが、先程の意見はその中の一つであると思います。

今日は結論は出ないかもしれませんが、基本計画（案）に対する意見具申のやり方として二つほど案があります。一つは基本構想（案）に対する答申の際と同じように基本計画（案）にある程度そって、それについての意見具申を行うという方法。もう一つは基本計画（案）からは切り離して本当の地域という切り口で意見具申を行うという方法です。

私は、前者は限界があるので、別途に地域にとって重要な点について意見具申を行い、さらにそれを受け入れてもらえるような素地をつくるという意味で、先程ご意見をいただいたような方法も考慮し、実現に向けた方策を採るべきではないかと思います。

もう一つは委員の方からご提案をいただいた内容の大半を占めるとは思いますが「周南市はこうあるべきである」というテーマを含んだものを地域審議会としてどのように扱っていくのかということ、実際これを行うには相当労力をかけて具体的に行っていないと効果は望めないと思いますし、議員の方々と共同戦線を張っていくということも考慮すべきなのかもしれません。行政はどうしても議会に対して一目も二目もおいていると思いますので、議員の方を通じてのアプローチも間接的な効果があると思います。

基本計画（案）に対する意見具申をどのように取り扱うかということについては、今日大筋だけでも決めていただきたいと思うのですが。

委員：基本構想についても基本計画についても、これはどこまでいっても言葉の世界だと思えます。本当に大事なのは実際にどんなことを議会に対して予算要求を行うのかということだと思えますが、実際の予算要求が行われるのか、予算要求が行われたとしても基本構想、基本計画の趣旨、精神を踏まえているかどうかさえわからないと思います。

ですから我々が一番チェックしておかなくてはならないのは、具体的にどういふことで予算要求しようとするのかということであって、基本計画（案）の言葉にこだわっても仕方が無いと思います。

ただ、合併前に約束されている新市建設計画の中の事業については我々が本当に大事だと思っていることについてはやってもらわなければならないので、そのために先程ご提案のあった市全体としての行財政改革を進めることは大事だと思います。今の状況では「財政面で難しい」「状況として不可能です」と言われた場合それっきりになってしまいますので、それを許さないためにも行財政改革をきちんと進め「この事業を行うために、こういうことでお金を浮かしましょう」といった具体的な提言を意見具申として行っていくことは非常に大事なことだと思います。

- 委員： 行財政改革について個別にあたっていくには資料が必要になりますが、それが可能かどうか。実際に出来るかどうかが問題だと思います。本当にやるのであればよほど考えてやらないとだめだと思いますが。
- 委員： 9月末までにといったことではなく、長期戦で今後10年かけてひとつずつ詰めていくという体制ではないかと思います。
- 委員： そうですね。
- 会長： タイミングとしては、来年度の予算要求の前に一度意見具申を行っておくほうが良いのではないかと思います。そしてその後実施計画が出されますので、実施計画を見ることで基本構想（案）や基本計画（案）の趣旨、思想が生かされているかどうかが出てくると思いますので、それに対する意見具申が出来るのではないかと思います。やはり予算の前に一度、もしくは9月末に何らかの発言を行っておくことが効果的であると思います。
- 委員： 基本構想は抽象的で、基本計画はもう少し具体性がある、実施計画はもっと直近の問題だということなのですが、基本計画に全く具体性がないので、次の実施計画はいつでるのかということになるのですが、それまで待てないと思うのですが。
- 会長： 実施計画は予算と関連しますので出てくるのはもっと後になると思いますが、その前に独自に意見を出してみてもどうですかという意味だったのですが。
- 委員： それでは何をやるかということになるのですが、私も地域振興課で資料をもらって色々調べたことがあります、調べようと思えばかなり調べられます。
- 行財政改革は旧新南陽及び周南市の課題であると思いますので、公社、補助金、事業評価等の問題から始めていけばかなり具体性のあるデータが出ると思います。
- 委員： それは「第三セクターについては見直して補助金をカットされたい」といったものではなく、より個別具体的に指摘しなければ駄目だと思います。
- 委員： それは資料さえ提供してもらえれば出来ますよ。
- 会長： 行政側が納得して、前向きに受け止められるような形にしたいのですが。
- 委員： 行財政改革でやろうということをやっているわけですから、受ける受けないといった以前の問題であると思います。行財政改革の推進に歩調を合わせてやるわけですから。
- 委員： 相手がある程度受け入れてくれて、そこに交渉の余地が生まれることを意見具申しないと、はなから・・・
- 委員： 手助けするということではないのですか。これまで私が調べた範囲内では回答できる人は一人もいなかったのですから。
- 委員： 会長がおっしゃられるように、ある程度交渉の余地があることについて・・・
- 委員： 交渉の余地が有る無いの問題ではないでしょう行財政改革は。行政に痛みが伴うものであるからこそ、しっかりやってもらわねばならない。

委員： 行政の側の人間も誰しもがみな行財政改革をやりたくないと思っているわけではなく、やりたいと思っている人もいるし、やりたくない人もいる・・・

委員： 審議会委員の中でそういった言葉が出るとはちょっと不思議ですが。

会長： 本筋は委員の方の意見のとおりだと思いますが、現実のことを考えると受け入れられるような形で意見具申を行うことも大切なことではないかと思いますが。

委員： 例えば透明性、説明責任の問題が市の姿勢として求められています、「この補助金は何のためにあったのですか」「投資効果はありますか」といった問いかけは出来るはずです。

委員： 競艇場の問題でも来年4億の赤字と言われていますが、これは市民の税金を競艇場に持っていくということです。経営はそのまま継続し、今後経営改善を行うため300人の従業員を解雇し、それに対して一人300万円、計6億円の退職金をパートの従業員に支払うということです。

例えばここに行財政改革の話を出すならば、市民の立場からすればあんなパチンコまがいのボートレースなど一日も早く止めてほしいのです。今市役所が税金を使ってやる時代ではなく一世紀前の話です。今までどおりやれば従業員は時給2千円をもらえるわけですが、それで良いのかということなのです。それに対して市民あるいは地域審議会が意見を言うこと、競艇場の従業員に対して市民の目線に立って意見を言ってあげることが親切的な行政であると思います。

市の外郭団体は20程度ありますが、これを全てやるのは無理だと思しますので、ひとつかふたつ切り込むことによって生じる財源を市民サービスにまわせといった提案を地域審議会が行うことはやってもよいと思います。

みゆき通り庁舎の問題でも、一般質問によって5千万円の財源が見つかったが、5千万円といえは相当の市民サービスが可能です。そんな原点のことを知らずに議論が進められている現状ですので、正論を風として送ることが地域審議会としての声だと思ひますし、それによってトップの背中を押して改革を行いやすい環境を作ることが我々の仕事だと思ひます。行財政改革を行わなければ今後の周南市政の財源は見出せないと思ひます。

委員： 気に入られるものしかやらないといった地域審議会であれば無いほうがよいと思ひます。

委員： 気に入られるといった意味ではないのですが。

委員： 「受け入れやすい」といった表現は私は許せないと思ひます。そんな審議会であれば無いほうがよいと思ひます。

委員： やりやすい環境を整えるために市長に対し背中から風を送ってあげるという立場であればおかしくないと思ひます。市長も行財政改革をやりたくて思ひています。

委員： 市長も思っておられると思ひますので、実現の可能性の・・・

委員： いや可能性ではなく、そういったことをやらなければ実現の手立てがないでしょう。

委員： これから我々が意見を述べようとするのはたくさんあるのですが・・・

委員： だから、取り掛かれるものからやったらどうかということだよ。競艇場でも補助金の問題でもいいですよ。

委員： 取り掛かれるものがどれなのかを決めるときに、実現可能性ということを実然考えるべきではないかと思うのですが。

委員： いやいや、実現なんかは為政者がやることですから、きちんとした資料を揃えて意見をするのが我々の役目でしょう。

委員： では具体的に、競艇場、人員削減、土地開発公社、補助金等多くの問題がありますが、どれひとつとっても一年かけても出来ないかもしれないような問題ですが、全部について意見具申をすることは不可能です。

委員： それはやりたくない方策を探るから、そういったおっしゃり方になるのです。ひとつだけでもいいわけです。

委員： その中のひとつを選ぶ時に、何を基準に選ばれますか。

委員： それはみんなで話し合えばいい。あなたが勝手にそれをやる必要はありません。

事務局： すいません。お二人だけで議論をされるのはお止めいただけないでしょうか。

委員： 本人同士に利害関係はないのだからいくら議論しても問題ない。上っ面で議論していたのではいい案は出ないと思う。

会長： 少し話しを戻させていただきますが、9月末にまちづくり総合計画審議会が答申を出す予定です。それまでに地域審議会としては意見具申が出来ることになっていますが、基本構想（案）に対する答申を作成する際に行ったのと同じようなやり方でこれを取り扱うのかということをお皆さんにお諮りしたい。個人的には今までと同じやり方ではあまり意味が無いと思うのですがいかがでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： では意見具申についてはこれまでとは異なる切り口で、基本計画に対する意見具申ではなく別の形でということによろしいですね。9月末までには間に合わないかもしれませんが、出来れば来年度の予算編成時期までに提出できればよいと思います。

今後作業を進めるにあたっては、より具体的なものでなければなりませんので委員の方よりご提案をいただいている中に具体案としていくつかありますし、もうひとつ新南陽地区でやって欲しいことももう一方としてきちんとやる必要がありますので、この二つを意見具申として出したいと思います。

今日はこのあたりといたしまして、今後は意見等ございましたら書いたもので提出していただけると議事もスムーズにいけますのでよろしくお願いいたします。

委員： 事務局に質問があるのですが、資料として提供のあった「まちづくり総合計画・

基本計画(案)(主要事業記載分)」における「主な事業」とは、新市建設計画に基づく事業全てでしょうか。

事務局： (新)とありますのは、新市建設計画における新南陽地区の事業を全て抽出したものです。(新)とついていないものは基本計画から抽出したものです。

委員： これらの事業は、実施する計画になっているのですね。

事務局： 新市建設計画では実施する計画になっていますが、今後五年間の計画である基本計画においては実施する計画にはなっておりません。

新市建設計画にあるものを基本計画(案)の体系にあてはめた場合の資料です。

### (3) 次回の開催日程について

会長： 事務局、次回の日程だけは決めておきたいと思うのですが、ご提案いただいた委員の方も作業を行うためにはある程度日数が必要かと思いますがいかがでしょうか。

委員： 提案書にも書いているのですが、「法定合併協議会協定書」と「合併協定書附属資料」の中に新南陽関係のソフト事業を含め全て書かれていますので、これを皆さんに配布していただければ議論の切り口になるとと思います。

会長： では事務局、1ヶ月程度後で。

事務局： では8月25日(水)午後2時からでいかがでしょうか。

会長： ではそれまでに参考資料などはお配りして、皆さんそれぞれで勉強していただくことといたしましょう。

会長： では今日はこれで・・・

委員： 会長、最後にもう一度繰り返しますが、他の委員方からは温厚な意見がありましたが、市がわざわざ審議会を作ってそれに諮問をし、我々も無茶なことを言っている訳ではなく常識的なことを言っており、それを基本構想に盛込んだからといって市政がひっくり返るようなものではないにもかかわらず、どちらでもよいことであれば採用するのが市が設置した審議会に対する礼儀ではないのでしょうか。そこが気に入りません。

確かに実を採ることが大事だとの意見もそのとおりだと思います。会長自身も当日それについておっしゃったとのことでしたが、会長、副会長、付いて来いと言われれば私も行きますので、市長に直接面会し、部下に命じて答申の取扱いについて再検討してもらえるように話をさせていただきたいと思うのですが。

会長： 答申の前段に、答申を重んじることが大事であるとの文章も私の名前で書かせ



ていただいておりますし、市長に答申を行った際にもそのことについてははっきり明言しております。そこまで何度も言うておりますので。

委員： 会長がそこまで決断されるのであれば結構です。私は市民に広く知っていただくために別の手段を講じます。

会長： 諮問、答申という関係は、各地域審議会の答申を併記し総合計画審議会に対して提示することもでもよい。まず答申を重んじる姿勢が必要であると思います。

市長は出来る限り答申を重んじますと言われましたが、現実にはこのような状況になっていますので、何度も同じことを言わなければならないのでは自分で嫌になることもあります。

委員： 会長、徳山の地域審議会がこれまでの地域割りをなくして、東部、西部といった地域割をしようとの提案を行い、それに対して事務局が肯定するような見解を示していることに対してどのようにお考えでしょうか。

会長： 将来的に自然な形で新たな地域割りを行うことはよいと思いますが、今は地域を大事にして、各地域がしっかりやっつけば一体感というものは自然に醸成されるもので、無理やりに作り出すものではないと思います。

委員： 徳山、新南陽といった受け取り方ではなく、行政当局がそのように受け取っていると考えた方がよいのではないのでしょうか。

委員： もう一度確認させていただきますが、答申書に対する回答があった時に会長がお出でになり、その時に担当者から話があったということですか。

会長： もちろんやむを得ない事情があったとの説明はありました。議会の日程が変更され、急遽部次長が議会に出席することになりましたとのことでした。

委員： それはどう考えても失礼な話ですね。

会長： これは私に対して失礼というよりも、皆さんが長時間掛けて議論した末の答申書ですから、答申書を重んじるといえることを態度で示すということは必要なことだと思います。

委員： それは恐らく徳山の今までの姿勢を表しているのだと思います。新南陽の場合は審議会の審議を重んじるという姿勢だったと思うのですが、私たちの審議会に対する思いと、徳山の方々の審議会に対する思いは、行政側の受け止め方も含めてかなり違うのだと思います。そこをどう理解していただくか

会長： 今回我々が一生懸命やりましたので、鹿野も熊毛も熱心に議論されたように聞いておりますので、よい影響は与えたと思います。

委員： そういう態度であればなおさら衝撃を与えるようなことを言わないといけないと思います。おとなしいやり方では行政は変わりません。

会長： では今後も皆さんで大人の知恵を出しながらやっていきましょう。本日はありがとうございました。

上記は会議の経過の要点を記載したもので相違ない。

平成16年 月 日

新南陽地区地域審議会 会長